

20川情個第2号
平成21年4月14日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

保有個人情報の提供停止請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて
(答申)

平成19年4月10日付け19川区険第22号をもって川崎市長から諮問のありました保有個人情報の提供停止請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【諮問第119号答申】

1 審査会の結論

異議申立人の保有個人情報の提供の停止請求に対して、実施機関が拒否処分とした結論は妥当である。ただし、その理由は、当該請求自体が不適法であることとすべきである。

また、実施機関が当該請求に対する拒否処分の理由として挙げた実体的な結論及びその根拠は不適切であり、運用の見直しが必要である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成19年3月16日付けで川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第23条第1項第2号の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「診療報酬明細書開示の際に『主治医の意見聴取』手続きをすること」の停止を求める保有個人情報の提供の停止請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、同年3月28日付けで、「診療報酬明細書の開示請求に際しては、条例第29条に基づき診療報酬明細書に係る医療機関・医師に意見書を提出する機会を与えています。今後とも、診療報酬明細書の開示請求に際しては医療機関・医師に意見書を提出する機会を与えます。」として本件請求に対して拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 異議申立人は、同年4月2日付けで本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第119号）。

3 異議申立人の主張要旨

平成19年4月2日付け異議申立書及び平成20年12月9日付け補充処分理由説明書に対する意見書によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。なお、異議申立人は、当審査会に対して意見陳述を希望しない旨を明らかにしている。

(1) 医療機関に意見書を提出する機会を与えることの必要性・合理性について

意見書の提出は、花粉症・かぜなど極めて軽い疾患（生命に重大な影響のない疾患）であっても機械的に行われている。また、がんなどの重い疾患であってもパターンリズムに基づき本人への通知をしないことは、何の疾患になっているかという自己の情報を知る権利の侵害になるから疑問がある。処方されている薬の名称、処置内容等に鑑みて軽い疾患であることが予想されるときにまで意見書の提出を求める必要はない。

医師の診断した傷病名や診断行為が、医師の個人情報にあたることは絶対でない。診療報酬明細書の開示により病名が本人の知るところになっても直ちに不信感が発生するとは限らない。患者に医療について決定する権利がある以上は、疾患の軽重に係わらず、求めがあれば本人に公開していくことは自己情報開示請求権に資するものである。川崎市が医師からの意見書を提出させる方法を続けたい（続けなければならない）のであれば、疾病名によりその必要性の有無を判断する必要が出てくる。本人に

薬剤名を伏せて使用させることは、人体実験のような行為であり、医療の決定権が患者本人にある以上、断じて許されない。本人が拒絶するおそれがあるのであれば、なおさら、積極的に本人に対して情報を提供し理解を得るべきである。そのこと自体、医療機関に意見書の提出機会を付与してはいけない重大理由になる。

- (2) 医師が診療報酬明細書の開示請求者を把握することが出来ることが、開示請求の件数が少数にとどまる原因であるとする点について

医師は診療報酬明細書やカルテの開示請求者を把握できるようになり、請求がしづらくなる。平成18年度から医療費の内容がわかる領収書及び診療報酬算定項目のわかる明細書の交付が義務付けられていることについて、異議申立人の知る限りでは、以降もそのような対応をとっていない医療機関が多数ある。平成20年4月から病床数が400床以上の医療機関では患者から求められた場合、個別の診療報酬点数の算定項目がわかる明細書を発行しなければならなくなったとしても、必ずしもそのような大きい病院にかかる患者ばかりではない。以前から開示請求件数が少数にとどまっているのであるから、明細書の発行義務が設けられたことにより請求する必要がなくなったとはいえない。

- (3) 意見書を提出する機会を付与することにより、開示までの期間が長くなることについて

請求から処分までの期間が不当に長くなる。ほとんどが15日以内に開示されるとするが、具体的な数字が示されていないので納得できない。特に複数の医療機関にかかっている人が全ての診療報酬明細書を開示請求した場合には、延長になるものも相当数あると想像される。

4 実施機関の主張要旨

平成20年3月31日付け処分理由説明書、同年7月8日実施の処分理由説明聴取及び同年10月17日付け補充処分理由説明書によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 遺族からの請求を除く全件について医療機関に意見書を提出する機会を与えることの必要性・合理性について

診療報酬明細書には、被保険者側から見ると個人の傷病、検査データ等が記載されており、含まれる情報は個人情報であるが、一方で診察した医者の方から見ると診察・検査に基づき、自己が診断した傷病名、診療行為が記載されており、医師個人の情報つまり第三者（本人以外の者）の情報が含まれるため、条例第29条に基づく意見書の提出の機会を与えている。例えば、諸事情により医師と本人との十分なインフォームドコンセントが得られていない場合、診療報酬明細書を開示することにより、病名等を本人が知るところとなり、医師に対する不信等により、診療上支障が生じ、本人にとっても不利益が生じるとともに、診療の中断・転院等により結果的に第三者（医師）の権利利益が損なわれることなどが想定される。

また、全件について意見書を提出する機会を付与しているのは、異議申立人が指摘するような「花粉症」、「カゼ」を「軽い」疾患、「ガン」などの疾患を「重い」疾患

と考えることは、比較的容易な例であるが、疾病には多くの種類があり、どの疾病が「軽く」、どの疾病が「重い」のかを判断するには、高度な医学的知識を要し、保険者の現行の体制の中では、疾患名によって意見聴取をする、しないを判断することは困難であるためである。

さらに、個別性ということでは、患者の家族が医師と相談のうえ、本人には薬名を伏せて服用させていた事例のように医療機関への意見聴取なくしては、開示することにより本人の診療上支障が生じるか否か、生命、身体を害するおそれがあるか否か保険者において判断することが不可能である。

開示することに支障がないと、保険者が判断すれば、医療機関・医師の意見に係わらず開示できることから、請求者にとって大きな支障になるとは考えられない。

(2) 意見書提出の機会を付与することによって、医師が診療報酬明細書の開示請求者を把握することが出来ることが、開示請求の件数が少数にとどまる原因であるとする点について

結果として開示請求件数が少なくなったとしても、4(1)の理由により被保険者の生命、身体を害するおそれがないか確認することが重要であると考ええる。

また、平成18年から医療費の内容が分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付が義務付けられていることなどから、ある程度の保険診療明細が明らかになること、平成20年4月から病床数が400床以上の医療機関では患者から求められた場合、個別の診療報酬点数の算定項目がわかる明細書を発行しなければならなくなったことから、開示請求件数が少数にとどまっているものと考ええる。

(3) 意見書を提出する機会を付与することにより、開示までの期間が長くなることについて

診療報酬明細書については、諾否の決定はそのほとんどが、15日以内とされており、開示請求から諾否決定まで不当に長くなるものではない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立ての適法性

本件請求は、条例第23条第1項に基づいて、実施機関に対して保有個人情報提供の停止を請求したものである。しかし、本件請求は、本件請求者を「本人とする」個別・具体的な「保有個人情報」の保護を求めたものではなく、個別・具体的に「診療報酬明細書開示」請求があった場合に実施機関が一律的に行っている「『主治医の意見聴取』手続きをすること」の停止を求める請求である。つまり、将来ありうる開示請求に備えて、実施機関による運用の仕方の是正を求める請求である。したがって、本件請求は条例第23条第1項に定める要件を満たしていないので、本件請求自体が不適法であることを理由として、拒否処分すべきである。

ただし、実施機関が本件請求に対する拒否処分の理由として挙げた、実体的な結論及びその根拠は不適切であるので、以下その点について判断を行う。

(2) 条例第29条と厚生労働省保険局長通知

実施機関は、条例第29条が診療報酬明細書に係る医療機関・医師に意見書

を提出する機会を与えていることを理由に、本件請求に対する拒否処分を行ったとしている。しかし、同条は、医療機関・医師に意見書を提出する機会を一律に与えると定めるものではない。実施機関による本件請求の拒否処分は、実際には、平成17年3月31日付け厚生労働省保険局長通知（以下「通知」という。）に依拠しているといえる。

通知と条例第29条とでは、対応に相違がある。

通知は、保険医療機関等に対して「当該診療報酬明細書等を開示することによって、個人情報の保護に関する法律第25条第1項第1号に規定する『本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ』がないかどうか確認すること」を求めている。そこで記されている「『本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ』がないかどうか確認すること」とは、具体的には、本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じない旨を確認することである。そして、確認の際には、「保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする」としている。

それに対して、条例第29条第1項は、「個人情報保護ハンドブック」（川崎市総務局）90頁の「解釈」によれば、「実施機関に対して、第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、任意的意見聴取のみを定めている。そして、当該「解釈」は、「開示請求者の権利利益を不当に侵害することのないよう、慎重な取扱いが必要である」として、医療機関・医師に「意見を求めることが必要と考えられる場合であっても、開示請求者の権利利益の保護を図るため、意見を聴かずに諾否の決定をせざるを得ないこともあり得る」と記している。

この「解釈」の内容は、医療過誤問題あるいは訴訟に見られるような、患者と医師の間に生じている問題を踏まえたものといえ、当審査会としても適切と考える。患者が診療報酬明細書開示請求を行った場合に、それに関する意見書を提出する機会を必ず医療機関・医師に自動的に与えるというやり方は、医療機関・医師に誰から診療報酬明細書の請求があったかを知らせることになる。当該患者が医療過誤があったのではないかと疑いを抱いている場合には、医療機関・医師が知ることによって「開示請求者の権利利益を不当に侵害する」ことになるかもしれない。それゆえ、条例第29条第1項に関する「解釈」は、「慎重な取扱い」を求めている。

診療報酬明細書の開示請求に対して、個別・具体的に検討することなく、一律に、医療機関・医師に意見書を提出する機会を与えている実施機関の対処の仕方は、条例第29条第1項の趣旨に反するものである。実施機関には、条例第29条第1項の趣旨に沿って対処するよう、運用の見直しを強く要望する。

以上、「1 審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小坏	淳子
委員	杉原	麗